

広島県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年五月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町高屋東二七五二番一地从ら東広島市高屋町高屋東四三六二番一地从先まで	令和七年五月八日